平成２４年（フ）第４４号
福岡県飯塚市新飯塚13番11号　北代ビル402号
債務者　中澤　剛史
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第４０号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦22番地８
債務者　久保田　晋
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第４４号
長崎県松浦市今福町滑栄免138番地２、住民票上の住所佐賀県伊万里市大坪町丙2156番地12
債務者　久保　祐子（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３７号
大分市錦町１丁目15番13号
債務者　米倉　章子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５５号
大分県臼杵市大字二王座91番地の１
債務者　吉竹眞裕美
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６９号
大分県別府市大字鶴見971番地の１　火売10組市営宮園住宅Ｃ棟503号
債務者　杉本　憲一
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０６号
沖縄県那覇市宇栄原１丁目６番48―402号小禄市街地住宅
債務者　髙良　真澄（旧姓仲村）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２１７号
沖縄県浦添市西原２丁目11番２―203号　コーポ浦西
債務者　上地　**敎**光
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５号
沖縄県石垣市字新川298番地　国吉アパート202
債務者　儀間　史江（旧姓名嘉地）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第３７号
宮城県栗原市若柳字川南堤通18番地８　サウザンドリーフ101
債務者　千葉　賢志
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字福芦359番地４県営鹿島台福芦住宅344号
債務者　沼田　功子（旧姓酒本）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
兵庫県西宮市甲子園口２丁目12番３―404号、前住所兵庫県西宮市上甲子園５丁目８番10―305号
債務者　棟近　　愛
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８４号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目27番22号、前住所大阪市西成区天下茶屋１丁目10番16号
債務者　そば処山小屋こと　濱砂　久義
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８５号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目27番22号、前住所大阪市西成区天下茶屋１丁目10番16号
債務者　濱砂　　操
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０１号
兵庫県尼崎市久々知１丁目12番12―208号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目28番23号
債務者　村上　陽祐
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３５号
山口県岩国市元町１丁目２番12―303号
債務者　寄川　龍二
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第４３号
山口県岩国市今津町６丁目６番９号
債務者　平田　仁志
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
山口地方裁判所岩国支部